

社会福祉法人 恵久会
介護職員等特定処遇改善加算の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵久会の介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この加算の対象となる職員は、正職員・有期契約職員の別を問わず、国が定める介護職員等特定処遇改善加算制度の対象職種職員に対し支給する。

(配分方法)

第3条 配分方法については、毎年4月1日に対象職員を次の3つにグループ分けし(中途採用者については、採用時に決定)、加算金を国の定める配分率により分け、それぞれのグループごとに経験・技能・勤務状況等を勘案し決定する。ただし、区分基準にあつては、変更することがある。

- A 経験・技能のある介護職員(介護福祉士としての経験年数が10年以上の介護職員および介護福祉士の資格を有する人事考課により優秀と認める介護職員)
- B その他の介護職員(A以外の介護職員)
- C その他の職員(看護師、相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、栄養士、事務員など) ※基準日(4月1日)の前年の年収が440万円以上の職員は対象外とする。

(支給方法)

第4条 介護職員等特定処遇改善加算金は、原則季節手当(7月と12月)・期末手当(3月)として、対象サービス提供月および支給日に在籍している職員(育児休業・介護休業・休職者は除く)に給与とは別に支給する。

(その他)

第5条 この規程は、介護職員等特定処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止とする。

(細則)

第6条 支給額の実績により、算定期間の年度末に支給額の調整をすることがある。

2 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から一部改定し施行する。